

# 令和8年度狩猟免許更新講習のお知らせ

令和8年度の狩猟免許更新講習を次のとおり実施します。

## 1 更新講習及び適性検査の対象者

今年度の更新対象者は、令和8年9月14日に有効期間が満了する狩猟免許を所持し、現に佐賀県内に住所地がある方（以下「更新対象者」）とします。

また、更新対象者で今回更新対象となる免許と、有効期間の満了日が異なる種類の免許を所持している方は、希望すれば当該免許についても更新することができます。

この場合において、更新した当該免許の有効期間は、更新の日から3年間とします。

(1) 網猟免許	網〔むそう網、はり網等の猟具〕を使用する猟法
(2) わな猟免許	わな〔くくりわな、はこわな等の猟具〕を使用する猟法
(3) 第一種銃猟免許	銃器〔装薬銃、空気銃（圧縮ガス銃を含む。）〕を使用する猟法
(4) 第二種銃猟免許	空気銃〔圧縮ガス銃を含む。〕を使用する猟法

## 2 日時・場所・申し込み期限

第1回目	令和8年6月2日(火) 会場：北方公民館 武雄市北方町大字大崎2217番地	9時30分から開始（受付：9時～）
第2回目	令和8年6月2日(火) 会場：北方公民館 武雄市北方町大字大崎2217番地	14時から開始（受付：13時30分～）
第3回目	令和8年6月3日(水) 会場：鹿島市生涯学習センター・エイブル「研修室」 鹿島市大字納富分2700番地1	13時30分から開始（受付：13時～）
第4回目	令和8年6月5日(金) 会場：佐賀県射撃研修センター「講習室」 佐賀市大和町大字久池井3669番地	9時30分から開始（受付：9時～）
第5回目	令和8年6月5日(金) 会場：佐賀県射撃研修センター「講習室」 佐賀市大和町大字久池井3669番地	14時から開始（受付：13時30分～）
第6回目	令和8年6月9日(火) 会場：相知文化交流センター「研修室」 唐津市相知町中山3600番地8	9時30分から開始（受付：9時～）
第7回目	令和8年6月9日(火) 会場：相知文化交流センター「研修室」 唐津市相知町中山3600番地8	14時から開始（受付：13時30分～）
第8回目	令和8年6月28日(日) 会場：佐賀県射撃研修センター「講習室」 佐賀市大和町大字久池井3669番地	9時30分から開始（受付：9時～）
第9回目	令和8年6月28日(日) 会場：佐賀県射撃研修センター「講習室」 佐賀市大和町大字久池井3669番地	14時から開始（受付：13時30分～）

※ 会場へのお問い合わせ等はしないようお願いします。

※ 天候の悪化等、不測の事態により上記の開催日に実施できなかった場合は、別日に実施することがあります。

### 3 受付期間・受付場所

	受付期間	受付場所
第1回～第7回目	令和8年5月8日（金）まで	一般社団法人 佐賀県猟友会 〒840-0027 佐賀市本庄町大字本庄278番地4 （電話 0952-26-6543）平日9時～17時
第8回～第9回目	令和8年5月28日（木）まで	

- ※ 受講希望日については、日時を十分にご理解いただいたうえ、確実に受講できる日程で申込みいただき、急な体調不良等以外の理由での申し込み後の日程変更は、極力避けていただきますようお願いいたします。
- ※ 会場の収容人数には限りがあります。受講希望者数の状況によっては受付期間中であっても受付を打ち切ることがあります。

### 4 申し込み手続き

申請書は、佐賀県猟友会又は最寄りの佐賀県猟友会各支部で配布しております。  
また、佐賀県のホームページから申請書と医師の診断書の様式をダウンロードできます。  
(<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00360437/index.html>)

#### ○ 提出するもの

- ① 狩猟免許更新申請書……1通（更新する狩猟免許ごとに1通）  
※必ずA4サイズで両面印刷（用紙のサイズ違い、片面印刷は受理できません。）

- ② 写真……1通（裏面に申請者の氏名、撮影日を記載）  
（大きさ縦3.0cm×横2.4cm） 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真

- ③ 医師の診断書……1通（銃砲所持許可証の写しを提出している場合は不要。）

- ※ 医師の診断書は次に掲げる者に該当しない旨の記述が必要です。（概ね申請前6か月以内）  
※ 診断書を発行する医師の診療科目は問いません（歯科医は除外）

- ア 統合失調症にかかっている者  
イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）にかかっている者  
ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者  
エ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気（アからウに掲げる病気を除く。）にかかっている者  
オ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者  
カ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（アからオに該当する者を除く。）

- ※ 県から受診可能病院など、特定の医療機関を紹介することはできませんので、ご了承ください。  
※ 銃砲刀剣類所持許可を取得する場合の医師の診断書とは異なりますのでご注意ください。

- ④ 銃砲所持許可証の写し……1通（許可を受けている場合）  
銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号による許可を受けている場合は、当該許可証の写しを提出することで医師の診断書の代わりとなります。（所持許可証の2ページ）

- ⑤ 申請手数料……「5 狩猟免許更新申請手数料」の相当額の佐賀県収入証紙を申請書に貼付けし、提出してください。（収入印紙ではありません。）

- ※ 複数種類の狩猟免許を所持し更新する場合は、申請書ごとに相当額の佐賀県収入証紙を貼付けしてください。（1枚の申請書にまとめて貼らない事。）

### 5 狩猟免許更新申請手数料

免許更新手数料	2,900円	※ 複数免許の更新を受ける場合は、1種ごとに2,900円必要です。
---------	--------	-----------------------------------

- ※ 県で受理した手数料は、佐賀県手数料条例で定める理由の他は返還しません。  
※ 収入証紙は知事が指定した「売りさばき所」で購入できます。  
（売りさばき所一覧 <https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00336790/index.html>）

## 6 講習・適性検査の内容

講習科目	1鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 2鳥獣の判別及び猟具の取扱い 3鳥獣の保護及び管理に関する知識
適性試験	1視力 2聴力 3運動能力

## 7 狩猟免許の返納（現在お持ちの狩猟免許は返納してください）

狩猟免許については、狩猟免許が失効したときに返納するよう法律で定められています。  
更新講習受講時に狩猟免許の原本を持参し返納してください。

## 8 その他

### 【受講時の持ち物】

- ・ 受検表（猟友会会員は当日お渡しします。）
- ・ 筆記用具
- ・ 眼鏡、補聴器等（必要な方）※視力・聴力検査を実施するため
- ・ **今回更新する狩猟免許の原本**

### 【更新講習及び適性検査当日の注意事項】

- ・ 受付は受付開始時間になり次第行います。開始時間より前にご来場いただいた場合でも受付はできませんのでご理解とご協力をお願いします。
- ・ 会場の駐車場は数が限られていますので、できるだけ公共交通機関のご利用や、お知り合い同士で乗り合わせでお越しください。
- ・ 喫煙スペースの有無や室内飲食の可否は施設ごとに異なりますので、会場の指示に従ってください。また、たばこの吸い殻やゴミのポイ捨て等は絶対にしないでください。
- ・ 講習・適性検査については、講師および担当者の指示に従ってください。
- ・ 免許の即日交付は行いません。

### 【狩猟免許の住所変更について】

- ・ 住民票の住所が狩猟免許の住所と異なっている場合は、速やかに住所変更届出書に狩猟免許の原本を添えて佐賀県猟友会まで提出してください。届出書は佐賀県猟友会にあります。
- ・ 佐賀県では、住民基本台帳システムを用いて本人確認を行っておりますが、情報が反映されていない場合もありますので、その場合は住民票の写し等の提出をお願いします。

## 9 問い合わせ先

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県農林水産部 生産者支援課 鳥獣対策担当（電話0952-25-7113）

※ 12:00～13:00は昼休みとなっているため、ご配慮願います。

### 【個人情報の取扱いについて】

狩猟免許更新申請において提出された個人情報は、狩猟免許更新申請の審査、狩猟免許を受けた者に対する指導監督等の目的にのみ使用し、それ以外の目的においては使用いたしません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県個人情報保護方針で定められております。

([http://www.pref.saga.lg.jp/ki\\_ji00319144/index.html](http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00319144/index.html))